

FACULTY OF LAW
KYOTO UNIVERSITY

京都大学 法学部



環境法から考える 公共部門・公共制度設計の将来

原田 大樹 教授

1977年福岡県生まれ。1996年九州大学法学部入学。同大学院、同講師・(助)准教授等を経て、2014年より現職。著書に『自主規制の公法学的研究』(2007年)、『例解 行政法』(2013年)、『公共制度設計の基礎理論』(2014年)、『行政法学と主要参照領域』(2015年)など。



日本の近代化の歴史は公害問題との戦いの歴史でもありました。公害問題の克服のため、行政法も大きな役割を果たしてきました。行政法の大きな特色は、被害が発生する前に被害を抑制する法的なしくみを構築しつうことにあります。具体的には、環境に悪影響を与える活動を予め全面的に禁止し、法律が定める基準に合致する事業者にだけその活動を認める「許可」というしくみを用いることで、有害物質の排出を抑え込みます。このような方法は、大気汚染や水質汚濁の防止をはじめ、さまざまな環境法に存在します。しかし、「公害問題」からより広く「環境問題」へと解決すべき課題が広がってくると、こつしたしくみだけでは対処するのが難しくなってきました。そこで、次の3つの方向で法制度の発展が見られます。

第1は、環境税や環境アセスメントをはじめとする、さまざまな「政策手法」の発展です。公害問題では排出を抑えるべき有害物質がはつきりしていたのに対し、環境問題ではまだその物質の環境に与える影響がはつきりしない場合でも、環境破壊のリスクを考慮してできるだけ排出を抑制するしくみを構築する必要があります。その際には許可のしくみを用いることが不適当であることも多く、それ以外のさまざまな政策実現のための手法が発達しています。

第2は、行政機関だけではなく民間のさまざまな主体が環境問題の解決に協力する「公私協働」「自主規制」の発展です。私たちの日常生活や企業の経済活動は、環境への負荷なしに成り立ちません。そこで、民間主体の活動を環境親和的にするスキームが、環境問題の解決には必要となります。また、行政機関による法令の執行には限界があり、民間主体が環境法令の執行に協力する関係を構築することも重要です。このように、行政機関の活動以外の活動にも視野を広げることが求められています。

第3は、国だけでなく、国際的な機構や地方公共団体も環境管理や環境問題の解決に大きな役割を果たす「多層的システム」の発展です。公害問題の解決においても既に、都道府県や市町村が大きな役割を果たしてきました。住民に身近な地方公共団体の方が地域的な環境問題に敏感に反応し、地域事情に適合した解決を図ることができます。他方で、地球温暖化や生物多様性の保護などの問題は、国境を越えた地球規模での対応が必要です。ここでは条約等に基づく国際的な環境管理のしくみが急速に形成されつつあります。

こつした発展は、環境法以外のさまざまな政策分野を扱っている行政法学にとっても大きな刺激となっています。これからの公共部門・公共制度のあり方に関心を持つ若いみなさんと、京都大学でこの問題を語り合う機会があることを願っています。